

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年9月13日（火） 号外第59号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (23) (住まいまちづくり課) 3
-------	-------------------------------------------------------------

———公布された規則のあらまし———

◇鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部が改正され、とっとりユニバーサルデザイン認証制度が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) とっとりユニバーサルデザイン認証基準の認定に係る請求書の様式及び添付書類並びに認定証の様式を定める。

(2) 増築等の場合における建築物移動等円滑化基準を適用しないことができる事由を次に掲げる事由とする。

ア 当該建築物の機能又は価値が著しく損なわれること。

イ 当該建築物の敷地が崖、川、線路敷地、他の建築物等に近接しているため、当該敷地を拡張することができないこと。

ウ その他知事が別に定める事由

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、令和4年10月1日とする。

規 則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の<u>確認</u>)</p> <p>第5条 <u>条例第22条第2項の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</u></p> <p>(1) <u>当該建築物の機能又は価値が著しく損なわれること。</u></p> <p>(2) <u>当該建築物の敷地が崖、川、線路敷地、他の建築物等に近接しているため、当該敷地を拡張することができないこと。</u></p> <p>(3) <u>その他知事が別に定める事由</u></p> <p>2 <u>条例第22条第2項の規定の適用を受けて増築等を行う</u>おとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書（様式第1号）を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長又は建築住宅事務所長（以下「所管事務所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>条例第13条、第14条又は第16条から第21条の3までの規定のうち、当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、当該増築若しくは改築に係る部分以外の部分又は用途の変更に係る部分について必要となる条例第22条第2項に規定する改修の内容</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 <u>所管事務所長は、第2項の申請書を受理したときは、これを知事に進達するものとする。この場合において、その申請に係る増築等の所管行政庁が知事以外の者であるとき（以下「他庁所管のとき」という。）は、当該所管行政庁に申請書の副本を送付するものとする。</u></p> <p>5 <u>知事は、前項の規定により進達された申請について、大規模な改修が必要になり、かつ、第1項に掲</u></p>	<p>(建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の<u>認定</u>)</p> <p>第5条</p> <p>条例第22条第2項の規定による認定（以下「<u>不適用認定</u>」という。）を受けようとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書（様式第1号）を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長又は建築住宅事務所長（以下「所管事務所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>条例第13条、第14条又は第16条から第21条までの規定のうち、当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、当該増築等に係る部分以外の部分について必要となる条例第22条第2項に規定する改修の内容</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 <u>所管事務所長は、第1項の申請書を受理したときは、これを知事に進達するものとする。この場合において、その申請に係る増築等の所管行政庁が知事以外の者であるとき（以下「他庁所管のとき」という。）は、当該所管行政庁に申請書の副本を送付するものとする。</u></p> <p>4 <u>知事は、前項の規定により進達された申請について不適用認定をしたときは、建築物移動等円滑化基</u></p>

<p>げる事由に該当すると認めるときは、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書（様式第2号）に第2項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。この場合において、他庁所管のときは、所管行政庁にその旨を通知するものとする。</p> <p>（とっとりユニバーサルデザイン適合認定証の交付請求等）</p>	<p>準不適用増築等認定通知書（様式第2号）に第1項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。この場合において、他庁所管のときは、所管行政庁にその旨を通知するものとする。</p> <p>（適合証の交付請求）</p>
<p>第10条 <u>条例第24条第1項の規則で定める基準は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とした特別特定建築物の構造及び設備に関する基準（建築物移動等円滑化基準に定めがあるものは当該建築物移動等円滑化基準を超えるものに限る。）並びに特別特定建築物の運営及びサービスに関する基準であって、知事が別に定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第24条第1項の規定による請求は、とっとりユニバーサルデザイン適合認定証交付請求書（様式第9号）を提出してしなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>認定を受けようとするとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合することが確認できる図書</u></p> <p>（2） <u>その他知事が別に定める書類</u></p> <p>4 <u>条例第24条第1項に規定する認定証の様式は、様式第10号のとおりとする。</u></p> <p>（提出部数）</p>	<p>第10条</p> <p><u>条例第24条第1項の規定による請求は、建築物移動等円滑化基準適合証交付請求書（様式第9号）を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証（同法第7条の2第5項後段の規定により当該検査済証とみなされるものを含む。）の写し（法第14条第1項及び条例の規定により、特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない場合であって、当該特定建築物の建築について建築基準法第7条第4項の規定による検査を受けなければならないときに限る。）</u></p> <p>（2） <u>次に掲げる書類（前号に規定する場合以外の場合及び増築等の場合に限り、増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分以外の部分に関するものを含む。）</u></p> <p>ア <u>建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の（い）欄に掲げる図書（床面積求積図を除く。）に同項の表2の（86）項の（ろ）の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの</u></p> <p>イ <u>建築物移動等円滑化基準チェックリスト</u></p> <p>3 <u>条例第24条第1項に規定する適合証の様式は、様式第10号のとおりとする。</u></p> <p>（提出部数）</p>
<p>第11条 この規則の規定により所管事務所に提出する申請書その他の書類の部数は、<u>第5条第2項</u>の申</p>	<p>第11条 この規則の規定により所管事務所に提出する申請書その他の書類の部数は、<u>第5条第1項</u>の申</p>

請書にあっては正本1部及び副本2部（他庁所管のときは、3部）、前条第2項の請求書にあっては正本1部、その他のものにおいてには正本及び副本各1部とする。

様式第1号（第5条関係）
 建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書
 年 月 日
 職 氏 名 様
 申請者 住所
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話
 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

略

略

注 ※印のある欄は、記入しないこと。

様式第2号（第5条関係）
 建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書
 認定番号 第 号
 認定年月日 年 月 日
 申請者 様
 職 氏名
 年 月 日付で申請のあったことについては、鳥取県福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり建築物移動等円滑化基準の全部（一部）を適用しない増築（改築・用途変更）であると認定したので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第5項の規定により通知します。

略

注 略

様式第4号（第7条関係）
 特定建築物建築等計画変更認定申請書
 年 月 日

請書にあっては正本1部及び副本2部（他庁所管のときは、3部）、前条第1項の請求書にあっては正本1部、その他のものにおいてには正本及び副本各1部とする。

様式第1号（第5条関係）
 建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書
 年 月 日
 職 氏 名 様
 申請者 住所
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名 [㊟]
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話
 鳥取県福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定による認定を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

略

略

注₁ ※印のある欄は、記入しないこと。
 注₂ 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第2号（第5条関係）
 建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書
 認定番号 第 号
 認定年月日 年 月 日
 申請者 様
 職 氏名 [㊟]
 年 月 日付で申請のあったことについては、鳥取県福祉のまちづくり条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり建築物移動等円滑化基準の全部（一部）を適用しない増築（改築・用途変更）であると認定したので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第4項の規定により通知します。

略

注 略

様式第4号（第7条関係）
 特定建築物建築等計画変更認定申請書
 年 月 日

職 氏 名 様
申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定を受けた計画を次のとおり変更したいので、同法第18条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

略

略

注 ※印のある欄は、記入しないこと。

様式第6号(第8条関係)
認定建築主等変更届
年 月 日

職 氏 名 様
変更前認定建築主等 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
変更後認定建築主等 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

建築主等を次のとおり変更するので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

略

略

注1～3 略

職 氏 名 様
申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定を受けた計画を次のとおり変更したいので、同法第18条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

略

略

注1 ※印のある欄は、記入しないこと。
2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第6号(第8条関係)
認定建築主等変更届
年 月 日

職 氏 名 様
変更前認定建築主等 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
変更後認定建築主等 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

建築主等を次のとおり変更するので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

略

略

注1～3 略
4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第7号（第9条関係）

エレベーター特例認定申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターについて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定による認定を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

略				
3 特定建築物の位置				
4 特定建築物の概要	略	略		
	面積	工事部分	既存部分	合計
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
5 略	略	略		
6 略				
略				

注 ※印のある欄は記入しないこと。

様式第8号（第9条関係）

エレベーター特例認定通知書

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

様

職 氏 名 印

様式第7号（第9条関係）

エレベーター特例認定申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターについて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定による認定を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

略				
3 特定建築物の位置				
4 防火地域等の別		防火地域 準防火地域 その他（ ）		
5 特定建築物の概要	略	略		
	面積	工事部分	既存部分	合計
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
6 耐火構造とみなして適用される規定		建築基準法第27条第1項 第61条 第62条 第1項		
7 略	略	略		
8 略				
略				

注1 ※印のある欄は記入しないこと。

2 6の欄は、認定により耐火構造とみなして適用される規定に○を付けること。

3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第8号（第9条関係）

エレベーター特例認定通知書

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

様

職 氏 名 印

既存の特定建築物に設けるエレベーターに係る建築基準法の特例について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき、次のとおり認定します。

1	特定建築物の位置	
2	略	略

注

この通知書は、大切に保存すること。

様式第9号（第10条関係）

とっとりユニバーサルデザイン適合認定証交付請求書

職 氏 名 様

請求者 住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次の特別特定建築物について、とっとりユニバーサルデザイン適合認定証の交付を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり条例第24条第1項の規定により請求します。

特別特定建築物の名称	
特別特定建築物の位置	
略	
※ 基準適合状況	適合・不適合
特記事項	
略	

注 ※印のある欄は、記入しないこと。

様式第10号（第10条関係）

既存の特定建築物に設けるエレベーターに係る建築基準法の特例について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき、次のとおり認定します。

1	特定建築物の位置	
2	耐火構造とみなして適用される規定	建築基準法第27条第1項 第61条 第62条 第1項
3	略	略

注1 2の欄は、認定により耐火構造とみなして適用される規定に○を付けること。

2 この通知書は、大切に保存すること。

様式第9号（第10条関係）

建築物移動等円滑化基準適合証交付請求書

職 氏 名 様

請求者 住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次の特定建築物について、建築物移動等円滑化基準適合証の交付を受けたいので、鳥取県福祉のまちづくり条例第24条第1項の規定により請求します。

特定建築物の名称	
特定建築物の位置	
略	
※ 基準適合状況	適合・不適合
適合の区分	全部・一部（ ）
特記事項	
略	

注1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第10号（第10条関係）

その1 建築物移動等円滑化基準に全体が適合している建築物の場合

第 号

鳥取県福祉のまちづくり建築物移動等円滑化基準全体適合証

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;"><u>とっとりユニバーサルデザイン適合認定証</u></p> <p>下記の建築物は、鳥取県福祉のまちづくり条例第24条第1項に規定するとっとりユニバーサルデザイン認定基準に適合していると認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">特別特定建築物の名称</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特別特定建築物の位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">認 証 結 果</td> <td></td> </tr> </table>	特別特定建築物の名称		特別特定建築物の位置		認 証 結 果		<p><u>建築物の名称</u></p> <p style="text-align: center;"><u>所在地</u></p> <p><u>上記の建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び鳥取県福祉のまちづくり条例に規定する誰もが安全で快適に利用できる施設づくりの基準に全体が適合していると認めます。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏名 印</p> <p>その2 <u>建築物移動等円滑化基準に部分的に適合している建築物の場合</u></p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;"><u>鳥取県福祉のまちづくり建築物移動等円滑化基準部分適合証</u></p> <p><u>建築物の名称</u></p> <p style="text-align: center;"><u>所在地</u></p> <p><u>上記の建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び鳥取県福祉のまちづくり条例に規定する誰もが安全で快適に利用できる施設づくりの基準に部分的に適合していると認めます。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>[適合している部分]</u></p>
特別特定建築物の名称							
特別特定建築物の位置							
認 証 結 果							

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。